

久喜市ブランド農産物認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で生産される農産物について、付加価値を高め販路の拡大を図ることにより、消費者に信頼される安全で安心な農産物の生産を推進することを目的とする。

(農産物の認証)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも適合する農産物を久喜市ブランド農産物（以下「ブランド農産物」という。）として認証するものとする。

- (1) 埼玉県特別栽培農産物認証要綱（平成16年2月23日埼玉県農林部長決裁）に基づく埼玉県の認証を受けた農産物であること。
- (2) 市内に住所又は事業所若しくは事務所を有する農業者及び農業法人が市内において生産した農産物であること。

(認証申請)

第3条 前条の規定により認証を受けようとする農業者及び農業法人（以下「申請者」という。）は、久喜市ブランド農産物認証申請書（別記様式第1号）を、認証を受ける品目の出荷を開始するまでに市長に提出しなければならない。

(認証審査及び決定)

第4条 市長は、前条の認証申請があったときは、第2条の規定により申請内容を審査するものとする。

- 2 市長は、審査にあたり必要に応じて、申請農産物の生産施設及び圃場へ立ち入り、その状況を調査することができる。
- 3 市長は、審査の結果、ブランド農産物として認証することを決定したときは、申請者に対し、久喜市ブランド農産物認証書（別記様式第2号）を交付するものとする。
- 4 市長は、申請が適当と認められないと判断するときは、その理由を付して認証しない旨を久喜市ブランド農産物認証審査結果通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(認証の表示)

第5条 ブランド農産物を生産する農業者及び農業法人（以下「認証生産者」という。）は、認証シールをブランド農産物又はブランド農産物の包装・容器に貼付することができる。

- 2 市長は、前項の認証シールを認証生産者へ配布するものとする。
- 3 認証生産者は、認証シールを第1項に規定するもの以外に貼付してはならない。また、認証シールを譲渡その他の手段により他者へ引き渡してはならない。
- 4 認証生産者は、出荷・販売の終了後、残余の認証シールを市長に返還しなければならない。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は、第4条第3項の規定による交付の日からブランド農産物の出

荷・販売を終了する日までとする。

(実績報告)

第7条 認証生産者は、ブランド農産物の出荷・販売に係る実績について、出荷・販売を終了した日から1か月以内に久喜市ブランド農産物認証実績報告書(別記様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(認証内容の変更)

第8条 認証生産者は、第3条の規定による認証申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに久喜市ブランド農産物認証変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認証後の調査)

第9条 市長は、必要に応じて、ブランド農産物の生産施設及び圃場へ立ち入り、その状況を調査することができる。

(認証の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証の取消を行うものとし、久喜市ブランド農産物認証取消通知書(別記様式第6号)により認証生産者に通知するものとする。

- (1) 認証申請者が、虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) ブランド農産物が、第2条の規定に適合しなくなったとき。
- (3) その他ブランド農産物の信用を著しく損なう行為があったとき。

(市の責務)

第11条 市は、次に掲げる事項について努めなければならない。

- (1) 市内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことによりブランド農産物を普及すること。
- (2) 市内の農産物生産者に対して積極的な情報発信を行うことにより久喜市ブランド農産物認証制度を普及すること。

(認証生産者の責務)

第12条 認証生産者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について努めなければならない。

- (1) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に基づく表示を行うこと。
- (2) 消費者からの問合せへの対応及び情報提供体制の整備を図ること。
- (3) ブランド農産物の生産技術の向上及び計画的な生産出荷に努めること。
- (4) 市が行うブランド農産物及び久喜市ブランド農産物認証制度の普及に協力すること。
- (5) 農業生産工程の適正な管理を図り、食品安全、自然環境の保全、労働環境の安全等の持続可能性の確保に努めること。
- (6) ブランド農産物の流通、販売又は消費において、品質に関する事故及び苦情(以下「事故等」という。)が発生した場合は、その一切の責任を負うものとし、事故等の解決を図

るため、誠意を持って必要な措置を講じること。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。